

## 鳥取県・鳥取市における建設発生土の搬出先における許可・届出の確認について

鳥取県<sup>※1</sup>と鳥取市<sup>※2</sup>の宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」と記載)に基づく規制区域の指定により、資源有効利用促進法の省令に基づく建設発生土の搬出先における許可・届出の確認が必要となります。確認にあたっては下記の事項を確認ください。

※1:鳥取県(鳥取市を除く市町村)

盛土規制法の規制区域の指定日 令和5年12月28日、運用開始日 令和6年1月1日

※2:鳥取市

盛土規制法の規制区域の指定日・運用開始日 令和6年1月1日

### 1. 規制区域の確認について

鳥取県(鳥取市を除く市町村)における盛土規制法に基づく規制区域(宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域)の確認につきましては、鳥取県のホームページに、鳥取市における盛土規制法に基づく規制区域は、鳥取市のホームページで公表されていますので確認ください。

### 2. 盛土規制法に基づく届出の確認について

盛土規制法の規制区域の指定の際に既に行われている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事<sup>※3</sup>(旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたものは除く)は、令和6年1月21日(日)までに届出を提出することとなっています。期限までに届出が出されていない場合は、搬出先として不適正になります。

※3:許可や届出に必要な一定規模の工事や許可を要しない工事がありますので、鳥取県のホームページや、鳥取市のホームページで確認ください。

### 3. 盛土規制法に基づく許可の確認について

盛土規制法の規制運用開始後(令和6年1月1日以降)に行う宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事<sup>※3</sup>においては許可が必要になります。許可を受けると許可通知書が交付されます。許可を受けていない場合は、搬出先として不適正になります。

### 4. 許可・届出の情報確認について

鳥取県のホームページ、鳥取市のホームページにより、許可・届出の情報を確認することが可能になります。

なお、許可・届出の情報が反映されるまでに時間を要することがありますので、確認を急がれる場合は、許可・届出の状況について搬出先の工事主等に確認ください。